

鎌倉市農業委員会 令和 4 年度 第 12 回総会 次第	
日 時	令和 5 年（2023 年） 3 月 27 日（月）15 時 30 分開会
場 所	鎌倉商工会議所 3 階 301 会議室、鎌倉市役所 2 階 全員協議会室
委員名	1 番 小川和己、2 番 浜野清一、3 番 石澤一英、 4 番 市川幸子、5 番 小泉紀久夫、6 番 柏木博明、 7 番 和田雅裕、8 番 落合るみこ、9 番 岡崎和彦、 10 番 飯田正実、11 番 平井保男、12 番 郷原均、 13 番 三橋義昭、 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長、飯田事務局長補佐・小田主事・才藤主事
欠席委員	10 番 飯田委員
議長（平井会長）	定刻になりました。 それでは、只今から総会を開会いたします。 欠席の届出があるようですので、事務局より報告をお願いいたします。
事務局（太田局長）	議長。10 番 飯田委員から所用のため、欠席する旨の届出がありましたので、報告します。
議長（平井会長）	次に、本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 本日は飯田委員が欠席のため、議事録署名委員については、9 番 岡崎委員、12 番 郷原委員にお願いします。 また、次回の現況証明委員についても、9 番 岡崎委員、12 番 郷原委員にお願いします。
議長（平井会長）	次に、日程 第 1、報告 第 30 号、農地法 第 4 条 第 1 項 第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、5 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局（飯田補佐）	議長。日程第 1、報告第 30 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第 4 条の届出について、2 月 13 日から 3 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料 1 ～ 7 ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 1 ページの番号 1 と、3 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 2 月 28 日に資材置場へ転用のため、令和 5 年 2 月 21 日に専決処分いたしました。 続きまして 1 ページの番号 2 と、4 ページの整理番号 2 の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 4 月 1 日に専用住宅へ転用のため、令和 5 年 3 月

	9日に専決処分いたしました。 続きまして2ページの番号3と、5ページの整理番号3の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年4月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月7日に専決処分いたしました。 続きまして2ページの番号4と、6ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年9月1日に共同住宅へ転用のため、令和5年3月17日に専決処分いたしました。 続きまして2ページの番号5と、7ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月22日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月13日に専決処分いたしました。 以上5件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。これらは生産緑地の制約は受けていない土地と理解しているのですが、現況ちゃんと耕作がされているのですか。
事務局(飯田補佐)	議長。まず、届出受付時に確認していますので、生産緑地ではありません。 届出はその都度現地確認は行っておりませんが、実際のところ、中には現況が既に雑種地のようになっているところもあります。
12番(郷原委員)	議長。対象地の課税状況が気になります。市街化区域の農地の利用状況と課税の整合性については、どこが調査しているのでしょうか。市街化調整区域及び生産緑地は調査対象ですが、それ以外の市街化区域の土地は毎年何か調査はしているのでしょうか。
事務局(飯田補佐)	議長。農業委員会が行う30条の利用状況調査については、基本的に市街化区域も含めて調査を行っています。
12番(郷原委員)	議長。12番。市街化調整区域の農地は転用条件が厳しいなど、デメリットが多いものです。それに対して市街化区域の農地については、その辺りがそれほど厳しくないと思います。その利用状況に応じ、農地として認められない場合は資産税課の方できちんと課税を農地以外に変更しているのであれば、公平性が保たれると思いますが、その辺が曖昧だという印象です。30年間の生産緑地の指定期限が切れることになってくるので、今後も整合性がとれてくるのかが気になるところです。
事務局(小田職員)	議長。市街化区域の場合、生産緑地に関しては、今までも農地法上でもそうですが、生産緑地の指定をしている都市計画課にも年に

	1 回農業委員会から調査結果の情報共有を行っています。昨年度までは事務局の方で生産緑地は全て調査を行っており、万が一耕作していないと判断されるところがあった場合には農業委員会から都市計画課の方にも連絡し指摘が出され、是正をお願いするという事になっています。そのことで問題になっている土地というのは、今現在は把握している限りはございません。 また、生産緑地もそれ以外の市街化区域農地についても、課税に関しては、資産税課が年に1度税法上の調査を行っています。なお、農業委員会の方で行う30条調査の結果で遊休農地化しているものがある場合は、情報を共有しています。 ただ、税法上どのような判断をするのかというのは、農地法上とは別の観点もあるかと思えます。基本的にはその視点に大きくずれが生じるということはあまり考えにくいです。課税の内容変更の時期が多少ずれるということは考えられますが、基本的には課税地目と現況が一致するように、相互に調査情報を共有しています。
12 番 (郷原委員)	議長。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第31号、農地法 第5条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、9件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第2、報告第31号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、2月13日から3月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、資料8～19ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 8ページの番号1と、11ページの整理番号1の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月3日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月1日に専決処分いたしました。 続きまして8ページの番号2と、12ページの整理番号2の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年6月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月7日に専決処分いたしました。 続きまして8ページの番号3と、13ページの整理番号3の案内図

	をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年6月1日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月8日に専決処分いたしました。 続きまして9ページの番号4と、14ページの整理番号4の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月20日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月15日に専決処分いたしました。 続きまして9ページの番号5と、15ページの整理番号5の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月17日に駐車場へ転用のため、令和5年3月20日に専決処分いたしました。 続きまして9ページの番号6と、16ページの整理番号6の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月17日に駐車場へ転用のため、令和5年3月20日に専決処分いたしました。 続きまして10ページの番号7と、17ページの整理番号7の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年3月17日に駐車場へ転用のため、令和5年3月20日に専決処分いたしました。 続きまして10ページの番号8と、18ページの整理番号8の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年7月25日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月14日に専決処分いたしました。 続きまして10ページの番号9と、19ページの整理番号9の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和5年4月28日に専用住宅へ転用のため、令和5年3月17日に専決処分いたしました。 以上9件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。報告書番号5・6・7番については、所有権移転ということですが、持ち分の交換という理解でよろしいでしょうか。
事務局(飯田補佐)	議長。はい、そうです。
2番(浜野委員)	議長。2番。報告書番号8番は専用住宅に転用ということですが、

	接道がないように見えるのですが。
事務局(飯田補佐)	議長。届出の添付資料案内図で確認すると、 の階段のところで道路がつながっています。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、報告 第32号、農地法 第18条 第6項の規定による合意解約通知について、1件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第3、報告第32号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、20～21ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、報告 第33号、農地法の改正について報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第4、報告第33号、農地法の改正についてご報告します。 資料につきましては、資料22～26ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 22ページにお示ししたものは、農地法改正の新旧対照表の抜粋になります。 ご覧いただくとおわかりになるかと思いますが、まず、第4条第1項第3号の規定が削除されることとなります。この結果、次の23ページに四角で囲ってお示しましたが、号番号が繰り上がったことから、同条第8号が第7号となります。

	また、同じように23ページ中ごろにありますように、第5条第1項第2号の規定が削除されることから、24ページに四角で囲ってお示しましたが、号番号が繰り上がり同条第7号が第6号となります。 この結果、同時に農地法施行令に規定する届出の引用号が変わりますので、25ページ及び次の26ページにお示したとおり、農地転用における届出書の記載がそれぞれ変わります。届出書の内容そのものは変わりませんが、号表示が変わった様式になりますので、ご承知おきください。 この農地法改正は、令和5年4月1日から施行の予定となっております。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。第4条でいうと旧4号、新3号のところですが旧「農用地利用配分計画」は新「農用地利用集積等促進計画」となっています。ただ言葉が変わっただけで、内容は変わらないという理解でよろしいでしょうか。
事務局(飯田補佐)	議長。中身も変わります。そちらの内容については、基盤強化促進法の改正に基づくものになりますので、また、後日ご説明いたします。
3番(石澤委員)	議長。3番。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問がないようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第5、議案第31号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料27ページの議案書及び28ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[]に農地を貸し出すものです。28ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。農業公社から[]への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。

	期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間23,400円となっています。[REDACTED] [REDACTED]の農作業従事見込み日数は年300日、市内で現在9,172㎡を耕作しており、1名で営農するとのこと。 なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。3月17日(金)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、一筆については草刈りが行われ、耕うんされていました。 また、もう一筆については、たまねぎやレタス、絹さやの作付けが行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います
	が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第31号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第31号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第6、議案 第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第6、議案第32号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料29ページの議案書及び30ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[REDACTED]に農地を貸し出すものです。30ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 農業公社から[REDACTED]への貸し借りについては、農地中間管理事業

	の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間29,900円となっています。 ■■■■の農作業従事見込み日数は年200日、鎌倉市内で1,044㎡を耕作しており、世帯員含め1名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8番(落合委員)	議長。8番。3月17日(金)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされ、作付け準備が行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第32号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第32号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第7、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第7、議案第33号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料31ページの議案書及び32ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から■■■■に農地を貸し

	出すものです。32ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 農業公社から[REDACTED]への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間37,300円となっています。 [REDACTED]の農作業従事見込み日数は年200日を見込み、現在3,492㎡を耕作中であり、世帯員含め2名で営農するとのこととです。 なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。3月17日(金)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、ブドウの木が育っており、根元に堆肥が撒かれていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。現場の木は、もう収穫期に入っていますか。
7番(和田委員)	議長。7番。幹も太くなってきてもう収穫は始まっていると思われます。
12番(郷原委員)	議長。12番。このような樹木園の場合、具体的な生産活動に向けて意欲はしっかり保たれているのか現況証明委員に確認したいところです。
7番(和田委員)	議長。7番。きれいに整備され針金を張って枝を誘引し、きちんと剪定もされているので、問題はないと思われます。
事務局(小田職員)	議長。貸し借りの場合、現地が荒れている等の際には聴き取りをすることもあります。新規ではない場合、聴き取りは基本的には行っておりません。郷原委員がご心配されているように、樹木ですと、問題があった場合、畑地の復元・返還が難しいことは事実かと思えます。しかしながら、鎌倉は農地も限られているため、初めから農地を買って参入することが難しいので、[REDACTED]も以前、[REDACTED]の下で修業しつつその方のつてのあったところで農地を借り

	て樹木の植樹についても、了承を受けて行っています。ゆくゆくは売買で農地を取得してやっていきたいというご意思もあるようです。
12 番（郷原委員）	議長。12番。こういう新規からの継続案件が増えてきたので、なるべく多くの情報を委員会の場で共有してもらえるとありがたいのですが。
事務局（小田職員）	議長。本来的には、そのような情報が貸し借りの意思決定についての要件ではないのですが、枠外としてご質問頂ければ、事務局が把握している範囲でお伝えすることができるかと思います。
12 番（郷原委員）	わかりました。
議長（平井会長）	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）
議長（平井会長）	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	（「異議なし」の声）
議長（平井会長）	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第33号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局（太田局長）	総員挙手。
議長（平井会長）	総員の賛成をもちまして、議案第33号は承認されました。
議長（平井会長）	次に、日程 第8、議案 第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局（飯田補佐）	議長。日程 第8、議案第34号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料33ページの議案書及び34ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から[]に農地を貸し出すものです。34ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 農業公社から[]への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第3項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間27,300円となっています。[]の農作業従事見込み日数は年300日、鎌倉市内で18,300㎡を耕作しており世帯員含め4名で営農するとのことでした。

	なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8 番 (落合委員)	議長。8 番。3 月 17 日 (金) 午後 1 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、そら豆が作付けされていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 34 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 34 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 9、議案 第 35 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 9、議案第 35 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 35 ページの議案書及び 36 ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業公社へ農地を貸し出し、農業公社から [] に農地を貸し出すものです。36 ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 農業公社から [] への貸し借りについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業公社の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 37,400 円となっています。[] の農作業従事見込

	み日数は年300日、鎌倉市内で18,300㎡を耕作しており世帯員含め4名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7番(和田委員)	議長。7番。3月17日(金)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、耕うんされており、作付けの準備が行われていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われま す。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第35号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第35号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第10、議案 第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第10、議案第36号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料37ページの議案書及び38ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から[]に農地を貸し出すものです。 38ページ参考資料の、白塗りの土地が本件の対象地です。 期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は1平方メートル当たり24円で、年間57,700円となっています。[]の農作業従事見込み日数は年300日、鎌倉市内で8,197㎡を耕作しており、世帯員含め2名で営農するとのことです。 なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8 番 (落合委員)	議長。8 番。3 月 17 日 (金) 午後 1 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、筆の大部分が耕うんされ、作付け準備が行われており、道路側の際には菜の花が咲いていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番 (郷原委員)	議長。12 番。今回の土地を含めて、鎌倉市内ですべてで 8,197㎡を営農しているという認識でよろしいですか。
事務局(飯田補佐)	議長。はいそうです。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 36 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 36 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程 第 11、議案 第 37 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第 11、議案第 37 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 39 ページの議案書及び 40 ページの参考資料をご覧ください。本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から [REDACTED] に農地を貸し出すものです。40 ページ参考資料の白塗りの土地が本件の対象地です。 期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、年間 38,200 円となっています。 なお、対象地については、継続の貸し借りになります。 以上で説明を終わります。

議長(平井会長)	次に、現況証明委員の和田委員から補足説明をお願いします。
7 番 (和田委員)	議長。7 番。3 月 17 日 (金) 午後 1 時 30 分より、平井会長、現況証明委員の落合委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、オリーブやブルーベリーの木が等間隔に植えられていました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障は及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12 番 (郷原委員)	議長。12 番。ここは温室ハウスも一部に含まれているのですか。
議長(平井会長)	参考資料の地図だとそのように見えてしまっていますが、ハウスは今回の筆には含まれていません。
12 番 (郷原委員)	議長。12 番。わかりました。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第 37 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 37 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 12、議案第 38 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第 12、議案第 38 号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、ご説明いたします。 資料は 41～58 ページになりますが、この相続税の納税猶予制度は、農業経営を営んでいた者の死亡により、農地を相続した相続人が引き続き農業を継続する場合に、相続人が対象農地のすべてを農地として効率的に終身営農することが条件となっており、条件を満たせば、相続税額の一部の納税が猶予されるものです。 納税猶予が適用される農地は、市街化調整区域内の農地と生産緑地のみとなります。 納税猶予の適用を受けるには、相続人が相続期限までに所轄税務署で申告手続きを行う際に、相続人が当該農地の耕作者である旨を証明する「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」が必要となります。 本件に係る、農地の所在、被相続人及び相続人の住所氏名等は、

	資料のとおりとなっています。 本案件は、46筆中41筆が市街化調整区域内の農地、5筆が生産緑地であり、納税猶予の対象となります。 改めてお手元の送付資料41ページ43ページが議案書、44ページから58ページがその参考資料となりますが、本件は、[REDACTED]の死亡により令和4年6月7日に相続が発生したことに伴い、[REDACTED]から、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の申請があったものです。 なお、[REDACTED]は、相続前から対象地の耕作を行っており、営農について特段の問題はないと考えられます。 本委員会で承認を得た後、「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を発行します。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の落合委員から補足説明をお願いします。
8番(落合委員)	議長。8番。3月17日(金)午後1時30分より、平井会長、現況証明委員の和田委員と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 関谷・城廻のおよそ2万3千㎡ある対象地の現在の状況を確認したところ、露地野菜はキャベツやにんにく、春菊等、そのほか、果樹は栗の木が植えられていました。そのほかの筆は、夏に向けて耕うん、作付け準備が行われていました。 相続人も相続開始前から農業に従事しており、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第38号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第38号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第13、議案第39号、農地法第3条第2項第5号(下限面積要件)の廃止に伴う平成21年12月15日鎌倉市農業委員会告示第9号を廃止する告示について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第13、議案第39号、農地法第3条第2項第5号(下限面積要件)の廃止に伴う平成21年12月15日鎌倉市農業委員会告示第9号を廃止する告示について、ご説明いたします。 資料はお手元の59ページから64ページになります。60ページの参

	考資料①をご覧ください。 先ほど報告第33号で農地法の改正についてご説明しましたが、こちらでも農地法の改正事項になり、第3条の改正になります。次の61ページの最下部から次の62ページの農地法第3条第2項第5号のところをご覧くださいますと、令和5年4月1日からはこの第5号が削除されることになります。 少々読ませていただきますと、「第1号に掲げる権利（これは上4行にある所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利などになります。）を取得しようとする者又はその世帯員等が取得後において耕作の事業に供すべき農地の面積の合計が、いずれも、北海道では2ヘクタール、都府県では50アール、かつこして農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積かつこ閉じる、に達しない場合」、は、第3条の許可をすることができないとされ、面積に達していれば、許可の対象となっていました。この規定が削除され廃止となります。 この、今申し上げた「市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積」、いわゆる別段面積に鎌倉市農業委員会として定めたものが63ページ参考資料②平成21年12月15日鎌倉市農業委員会告示第9号になります。 64ページ参考資料③は、農林水産省経営局農地政策課経営専門官通知になりますが、「2改正前の農地法の規定に基づき定めた別段面積下限面積」の下から4行目、「当該別段面積の公示は、改正法の施行に伴い、その効力が失われることから、別段面積を定め、公示している農業委員会は、当該公示を廃止するための手続きを行うことが適当です。」とされています。 そうしたことから今回、59ページにお示ししたとおり、平成21年12月15日鎌倉市農業委員会告示第9号を廃止する告示を行おうとするものです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。下限面積がなくなると、農家資格ということもなくなるということですか。
事務局(小田職員)	議長。農家資格というものはもはや現在は存在していません。ただ、農地を農地として買受する場合、今までは農家資格という名のもとに、要件として、農家をされていて今後もその見込みがある方という色々要件がありました。そのうちの下限面積要件のみが撤廃されるということです。 農地を新たに取得しようとした場合、今まではすでにその方が下限面積で定められていた面積を耕作されている実績がないと取得が

	できませんでしたが、その要件が撤廃になると、今農地を持っておらず耕作をしていない方でも、少なくとも申請することはできることになります。そうなりますと、総会で我々が3条の許可等を受ける際に、果たしてその方がきちんと耕作できる方なのかどうかを諮る際に実績で判断できなくなるので、そこを、営農計画書の内容だけで判断するのかですとか、どのように判断していくかが農業委員会に求められていくことになります。 新規の場合には事前の聞き取り調査等を行い、面談の場を設けるなどしていく必要はあると思います。 鎌倉市が法に則り、独自に制定した下限面積の要件の告示を以前に行っていますので、法の改正によって、この告示を廃止するものが必要であることから、今回の告示案をお諮りしています。
3番（石澤委員）	議長。3番。撤廃する趣旨というのは、新規の方が参入しやすくするためですか。
事務局（小田職員）	議長。そのようです。 事務局としてもより詳細な説明を求めていましたが、今後の取り扱いについて、国から明確な提示はありませんでした。 都市農業と地方の農業が同じように考えられるのかは課題が残ると思っておりますが、農業人口が減っている中で、新規参入しにくい状況の方問題であるというのが国の考えであり、きちんとできるかどうかというよりも、まず参入を促したいようです。
3番（石澤委員）	議長。3番。許可する・しないは最終的にどこが決定するのですか。
事務局（小田職員）	議長。従来通り、農業委員会です。
9番（岡崎委員）	議長。9番。営農計画書を提出させることにより判断をしようという案が出ましたが、法律的には提出させる根拠がないということでは、提出しなかったことにより許可しなかった場合、裁判沙汰などになりかねないのではないですか。
事務局（小田職員）	議長。3条の許可申請する際、要件満たしているかを確認するために営農計画書の提出を求めてよいとされており、今までも提出して頂いているので、その点に問題はないと思われます。
9番（岡崎委員）	議長。わかりました。
3番（石澤委員）	議長。3番。あくまでも事業として農業を経営したいという場合でしょうか。
事務局（小田職員）	議長。はい。そもそも事業として営農の目的がないと農地の取得は認められません。ただ、自己消費かどうかについては、厳密にいうと農地法上は問われていません。既存の農家さんの事実上の縮小などもあるかとは思いますが、新規の方が自己消費のためだけに農地を取得するというのは認められません。
議長（平井会長）	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	（「なし」の声）

議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います がご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第39号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第39号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第14、議案第40号、鎌倉市農業委員会の所管に係る 鎌倉市個人情報保護条例施行規程の一部改正及び一部改正する規 程の告示について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第14、議案第40号、鎌倉市農業委員会の所管に係る鎌 倉市個人情報保護条例施行規程の一部改正及び一部改正する規程 の告示について、ご説明いたします。 お手元の送付資料65ページ及び66ページをご覧ください。 本件は、鎌倉市個人情報保護条例及び同条例施行規則が改正され ることに伴い、農業委員会が所管する規程も合わせて改正する必要 があることから、今回、議案としてお諮りしているものです。 改正箇所は、送付資料65ページの下線部です。改正内容は、66ペ ージの新旧対照表の改正後の欄でお示ししています。ご覧のとおり 、改正は市の条例等の改正に伴い、引用している条例等の番号が 変更となるものと、個人情報管理責任者及び個人情報取扱主任者の 名称がそれぞれ、保護管理者及び保護担当者に変更になるもので す。なお、改正後の方の第1条の3行目、規則番号が○印になって いるのは、市の方で改正手続き中のためです。この部分は、市から 番号の連絡を受け次第修正いたします。 本総会で承認されましたら、規程の改正の告示を行います。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。現況の個人情報管理責任者及び個人情報取扱主任者 が単に名称が変わるだけですか。その役職は事務局の職員の方が担 っているという認識でいいですか。
事務局(飯田補佐)	議長。はい。名称変更に伴う改正です。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います がご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第40号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。

議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第40号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第15、議案第41号、「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第15、議案第41号、「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和6年度県農地等の利用の最適化の推進に関する意見」について、ご説明します。 資料としては、67ページから104ページの参考資料①～④になります。 まず、手続きの流れについてご説明します。 県が施策化等すべき事項及び県から国に施策化等を働きかけるべき事項について、その意見・要望及び理由を農地利用最適化につなげる観点から各市農業委員会が検討し、その内容を意見・要望として取りまとめて神奈川県農業会議に報告します。 県農業会議では、各市町村からの報告を精査し、特に県知事と直接意見交換を行うものを「令和6年度県農林業施策並びに予算に関する要望」として常設審議委員会で決定します。 県農林業施策並びに予算に関する要望については、まず資料71ページにございます検討項目の例をご覧ください、この中の(2)「農地利用の最適化の推進について」のうち「残土の不法投棄等、違反転用等の防止対策」、「円滑な運用のための支援」の内容として、資料68ページの要望を神奈川県農業会議に報告します。 本要望事項は前年度からの継続事項となります。 税制改正要望事項も、各市農業委員会から県農業会議に直接報告することになりますが、鎌倉市は例年要望事項なしで報告しており、今年度につきましても要望事項なしで報告することを検討しています。 なお、73ページから104ページまでの参考資料④として、令和4年10月21日付けの、県自民党から農業会議に要望等への回答を添付しておりますが、これは最終的には、神奈川県から農業会議に報告されたものと同じものです。 以上で、説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。94ページの買入れ協議に基づく農地中間管理機構の農地の所得ですが、それは財源的に可能なのでしょうか。
事務局(小田職員)	議長。中間管理機構の買入れについてですが、中間管理機構の事業としては貸し借りだけではなく農地バンクとしての機能があり、促進して欲しいという国の意向もあるようなのですが、中間管理機構が財政面も含めてどこまで受け入れ可能なのかは、事務局もわからないところです。

12 番（郷原委員）	議長。12番。わかりました。
3 番（石澤委員）	議長。3 番。86ページの「農業体験における受入れ農家の財政的支援」ですが、非常に大事だと思います。子供たちが農業体験をするとその子供たちが大人になっても覚えており、そういうものを積極的に支援するのは時間はかかりますが、とても効果的だと思うので、鎌倉市でもぜひ力を入れるべきだと思います。
事務局(太田局長)	議長。農水課の兼務なので、農業振興という立場から申し上げると、以前 J A 青壮年部の中で行われていたような親子農業体験の拡充でしたり、学校給食の中で鎌倉野菜を提供することを検討するなどを模索しておりますが、石澤委員のおっしゃる通り、触れてもらうのが一番効果が高いと考えております。
事務局(小田職員)	議長。遊休農地解消対策協議会の解消活動の中でも、 と行っている芋の収穫体験は、毎年社員さんは親子でお越しいただいています。また、収穫した農作物の一部は、市内の学校給食に提供も行いました。こういった活動以外にも、地道にできる範囲でそういうことをやったださっている農家さんにも支援できるよう、農水課でも検討していくと思います。
議長(平井会長)	財政的にも支援してくれると助かりますね。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第41号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第41号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第16、議案第42号、鎌倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程第16、議案第42号、鎌倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改正について、ご説明いたします。 本日配付した議案第42号の参考資料をご覧ください。 鎌倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、議案第42号参考資料①のとおり平成30年4月1日付けで作成しておりますが、令和5年4月に農業委員会法の一部改正があり、指針の作成が努力義務から必須へと変わり、全ての農業委員会で作成が求められることとなりました。今ご説明したとおり、鎌倉市農業委員会では指針を既に作成済みですが、既に作成している農業委員会においても、法改正を踏まえ適正に修正するよう指示がありました。その内容が、議案第42号参考資料②の、令和4年12月

	26日付け、農林水産省経営局農地政策課の事務連絡に記載されています。 今回は、この事務連絡等を受けて、指針を修正するものです。議案第42号参考資料③がこの度修正する指針の案です。農業委員会法の改正箇所は、議案第42号参考資料④の、令和4年12月13日付け、一般社団法人全国農業会議所が発出した通知文の下に記載があります。主な内容としては、令和5年4月1日から施行される農業経営基盤強化促進法の改正で、地域における将来の農業の在り方等を定めた地域計画の策定が市に義務付けられることに伴うもので、そのために農業委員会が果たすべき役割等を指針で示さなければならなくなったためです。修正に当たっては、改正された法令の趣旨に照らし、国から示された参考例を踏襲しつつ、本市の実態に則したものになるように配慮しています。詳細の説明については、この場では割愛させていただきますが、数値項目について、指針は10年後の目標を記載するよう指定されています。それぞれの目標設定については、下に考え方を記載しています。 なお、農林水産省経営局農地政策課の事務連絡にも記載がありますが、「令和4年度末までに最適化指針を定めていない農業委員会については、令和4年度の最適化交付金が活用できず、返還の対象になること」とされています。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
3番(石澤委員)	議長。3番。参考までに、鎌倉市は市の全体の面積に占める農地の割合はどれくらいですか。近隣の逗子・葉山・横須賀・藤沢・茅ヶ崎等に比べて割合はどうなのでしょう。
事務局(太田局長)	議長。この場で資料を持ち合わせていないため正確な回答はできませんが、鎌倉市は山林が多く、農地面積割合は、恐らくかなり少ないと思います。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第42号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第42号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第17、議案第43号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定(案)について、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局(飯田補佐)	議長。日程 第17、議案第43号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の目標の設定(案)についてご説明いたします。 本日配布させていただきました議案第43号、参考資料①及び②をご覧ください。 それでは説明させていただきます。 こちらは農業委員会による最適化活動の推進について、令和4年2月2日付で農林水産省経営局長より発出された通知により作成することとなった目標で、またこの通知は令和5年3月1日に一部内容改正があり、最新の内容については参考資料②となっています。 かいつまんで内容をご説明させていただきますと、農業委員等による農地の最適化活動は農地の出し手及び受け手の意向の把握、その把握した意向を踏まえた農地の幹旋、農地の定期的な見回り活動など多岐にわたり、またその活動については透明性を確保する必要があることから、令和4年度より毎年、最適化活動の目標設定とそれに対する点検・評価について、農業委員会等に関する法律第37条の情報の公表に位置付けることとされました。なお、令和4年度の活動目標については令和4年度7月総会にてお諮りし議決を得て公表しております。 これにより、農業委員会は毎年度、農地の最適化に関する目標設定、点検・評価を行い、またそれを農業委員会ネットワーク機構の確認を受けたうえで都道府県知事に報告、公表しなければならないこととされました。 よって、本議案では令和5年度の最適化活動の目標の設定について、委員の皆様にご確認いただき、ご承認をいただければ、農業委員会ネットワーク機構である神奈川県農業会議の確認を受け、神奈川県知事への報告、公表を行う予定です。目標設定の資料につきましては、参考資料①をご確認ください。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
12番(郷原委員)	議長。12番。毎年公表しているのですか。
事務局(小田職員)	議長。令和4年度から毎年作成・公表しないといけないとされているので、公表し始めたのは令和4年度からです。 定める期限が決まっており基本的には年1回です。改選などで委員が変わっても年途中の見直しは行わず、必ずその前の年度末の3月総会でお諮りし、4月に公表を行うものです。
3番(石澤委員)	議長。3番。目標に届かなかったらどうなるのですか。
事務局(小田職員)	議長。目標に届かない月が1月でもあれば、委員の皆様への影響としては、報酬の加算分がなくなります。関係する活動は全て記載させていただきますようお願いいたします。

	改めて書ける内容のご案内を致します。基本的には農地の利用集積に関わることとなります。 ・担い手への農地の集積集約化（貸し借りについての判断、相談うける等） ・遊休農地の発生防止・解消（30条調査も含む） ・新規参入の促進活動（J A の農地相談会等） もしも書けるかどうかの判断に迷った場合はご相談下さい。
議長(平井会長)	他に何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案第43号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第43号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第18、その他、諸般の報告について、3件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。
事務局(飯田補佐)	議長。日程 第18、その他、諸般の報告について、3件、着席して、報告いたします。 諸般の報告1、農地パトロールについてです。 農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、3月17日（金）に農業委員3名、農業委員会事務局職員3名、開発審査課職員2名、都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計10名で実施しました。 違反地については、資料案内図のとおりです。 ①の [] の違反地については、現在是正に向け作業を行っておりますが、現在は [] から現地への立ち入り及び写真撮影を拒絶されている状況であり、パトロール当日は入口の門が開いていたものの、詳細な確認はできませんでした。 ② [] については、現状の変化はなく、③ [] については、違反転用者うちの1名がいましたので状況を確認し、指導を行いました。現状、移転先はまだ決まっていますが、地権者とは令和6年12月末までに立ち退く誓約を書面で行っているとのことで、誓約通り期限までには立ち退くとのことでした。 次回の農地パトロールは、令和5年5月頃を予定しております。対象の委員は5番小泉委員、6番柏木委員、7番和田委員です。 日程につきましては、改めて調整させていただきますので、よろしく願いいたします。 続きまして、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、

	報告いたします。 3月に予定していた実践活動は、既に次年度に行う予定の圃場の確認が済み、特段行う作業がないことから、中止としました。 4月の実践活動の予定は、先ほど開催した遊休農地解消対策協議会の中でもお伝えしました通り、4月7日（金）に、第1回目の実践活動を行う予定です。当日は、Aグループの皆様、和田委員、柏木委員、郷原委員、浜野委員は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。関谷の圃場に午後1時30分現地集合で、3時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。 当日が雨天の場合は、11日（火）に延期とします。 なお、当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、お願いいたします。 最後に、諸般の報告3、4月総会の日程について、報告いたします。 次回は、4月26日（水）午後3時30分からで、会場は現時点で未定ですが、市役所内の会議室を利用できるよう調整しています。 また、令和5年度の年間の総会日程を配布しておりますので、ご確認ください。なお、7月19日（水）に行う総会が今期の農業委員の最後の総会となり、7月20日（木）の総会是新委員による総会となります。7月の審議については、19日（水）の総会で旧委員により執り行います。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和4年度第12回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長	
和田 保男	
議事録署名委員 9番	
岡崎 和彦	
議事録署名委員 12番	
郷原 尚	